

第1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決算年月		(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	546,073	488,837	434,806	386,117	348,723
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	79,327	74,177	61,020	66,710	23,007
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	78,874	113,987	112,639	92,231	75,260
連結純資産額	百万円	1,608,967	1,753,646	1,875,419	2,010,339	1,985,663
連結総資産額	百万円	16,349,810	15,326,171	14,471,618	13,685,943	13,078,861
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.05	12.49	13.93	16.09	18.90
連結自己資本利益率	%	4.87	6.77	6.20	4.74	3.65
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	128,572	59,299	32,804	18,012	28,877
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,294	26,834	18,307	62,431	19,317
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	60,000	12,000	13,375	53,858	1,179
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	39,718	19,251	18,429	27,869	36,250
職員数	人	1,377	1,370	1,374	1,366	1,361

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
決算年月		平成15年 3 月	平成16年 3 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月
経常収益	百万円	546,073	488,837	431,635	385,836	345,758
経常利益 (は経常損失)	百万円	79,326	74,176	59,707	67,261	21,999
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	78,874	113,986	112,550	92,679	75,166
資本金	百万円	1,182,286	1,194,286	1,215,461	1,272,286	1,272,286
純資産額	百万円	1,608,968	1,753,646	1,875,077	2,010,684	1,981,575
総資産額	百万円	16,349,810	15,326,174	14,465,803	13,682,117	13,073,980
貸出金残高	百万円	15,713,160	14,785,724	13,860,747	12,873,226	12,146,462
有価証券残高	百万円	439,073	426,981	391,172	429,587	366,469
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.05	12.49	13.90	16.07	19.19
自己資本利益率	%	4.87	6.77	6.20	4.77	3.90
職員数	人	1,377	1,370	1,362	1,357	1,352

(注) 1 . 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 . 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成 18 年 9 月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号) を適用しております。

3 . 自己資本比率は、平成 18 年度から、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づく平成 18 年金融庁告示第 19 号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。
なお、平成 17 年度以前は、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づく平成 5 年大蔵省告示第 55 号に定められた算式に基づき算出しております。

2【沿 革】

年 月	事 項
昭和26年 4月	日本開発銀行設立
昭和31年 6月	北海道開発公庫設立
昭和32年 4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台（現東北）の各支店を開設
昭和39年 3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（資本金規定の整備等）
昭和47年 6月	日本開発銀行法を改正 1）目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2）大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和60年 6月	日本開発銀行法を改正 1）研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2）研究開発資金融資機能を追加
昭和62年 9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（無利子貸付規定の整備等）
平成 3年 4月	日本開発銀行法を改正 1）譲渡方式事業の対象拡大 2）ユーロ円債の発行 3）NTT株売却収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成 3年 4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（社会資本整備促進低利融資規定の整備等）
平成 4年 12月	日本開発銀行法を改正（政府の追加出資についての規定の整備） （日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される）
平成10年 12月	日本開発銀行法を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1）設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加 2）社債償還資金を対象に追加 3）公募債取得機能の追加等
平成10年 12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1）事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加 2）社債償還資金を対象に追加等
平成11年 6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年 10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
平成14年 5月	日本政策投資銀行法を一部改正（金融庁による立入検査の導入を追加）
平成17年 12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（一体として民営化されることなどが決定される）
平成18年 5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立
平成18年 6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 6月	株式会社日本政策投資銀行法成立

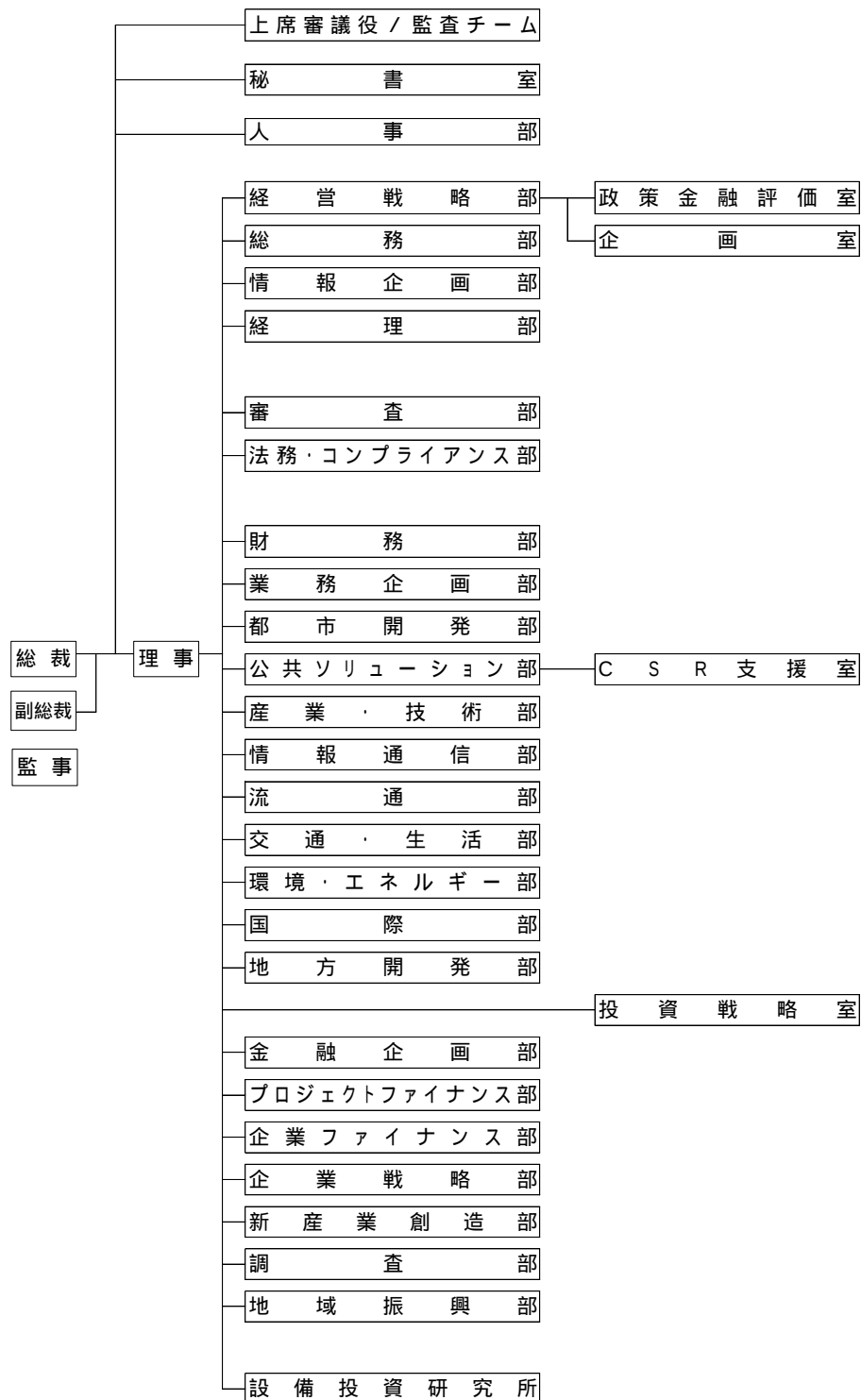
3【事業の内容】

- 設 立 平成 11 年 10 月 1 日 日本政策投資銀行法に基づき設立
- 目 的 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすること
- 主 務 大 臣 財務大臣及び国土交通大臣
- 法 人 格 日本政策投資銀行法に基づく法人
- 資 本 金 1 兆 2,722 億円 （第 8 期末現在・全額政府出資、第 7 期末比増減なし）
- 業務の範囲 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する下記事業に必要な、長期資金の供給等
 - 1. 下記事業資金の貸付け
 - 2. 下記事業資金に係る債務の保証
 - 3. 下記事業資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得
 - 4. 下記事業資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け
 - 5. 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資
 - 6. 上記業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務（上記業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る）
 - 7. これらに附帯する業務
- <対象事業及び資金>
 - ・ 設備の取得、改良若しくは補修
 - ・ 当該設備の取得等に関連する資金
 - ・ 土地の造成
 - ・ 既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備
 - ・ 事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等（財務大臣が定めるものに限る）
 - ・ 高度で新しい技術の研究開発
 - ・ 上記に掲げる資金の返済
- 資 金 源
 - 1. 資本金
 - 2. 政府からの借入
 - 3. 債券の発行
 - 4. 回収金等の自己資金 他

政府借入金の額は毎期財政投融资計画の一環として総額が決められ、実際の借入は、当行の資金繰りに応じて期中数回に亘って行われています。

当行は、第 8 期に海外市場において政府保証外債 1,838 億円（500 億円×1 回、250 億円×1 回、1,088 億円×1 回）を発行するとともに、国内市場においては政府保証債 1,900 億円（500 億円×2 回、300 億円×3 回）、財投機関債 2,350 億円（800 億円×1 回、500 億円×1 回、350 億円×1 回、200 億円×3 回、100 億円×1 回）を発行しました。

○組 織 図 （平成 19 年 6 月 29 日現在）



* 1 支店:北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州

* 2 事務所:函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

* 3 海外駐在員事務所: ワシントン、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フランクフルト、シンガポール

○業務の内容

当行は、以下のような機能を複合的に発揮することにより、総合政策金融機関としてわが国の経済社会政策上、望ましいプロジェクトを支援しています。

（１）長期資金の供給等（出融資、債務保証等）

長期・固定の良質な資金供給などにより、民間金融機関と協調して政策性の高いプロジェクトの支援を行っています。

（２）プロジェクト支援

政策性の高いプロジェクトの円滑な形成を促進するために、さまざまなノウハウや出融資機能などを活用しつつ、構想・計画段階から事業化段階まできめ細かく支援しています。

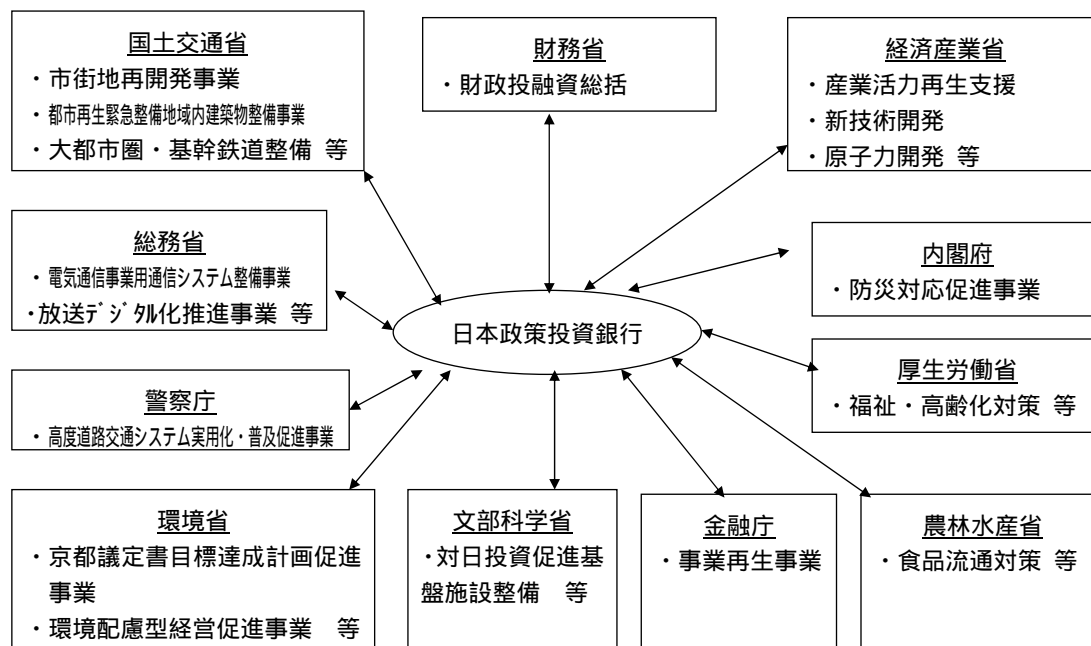
（３）情報発信

国内・国外のネットワークを活用し、内外の重要な経済、社会、産業及び地域の動向などに関する調査・研究活動を行うとともに幅広い情報提供を行っています。

○ 政府との関係

(1) 投融资制度所管省庁との関係

当行の毎事業年度の投融资計画は、投融资制度を所管する各省庁との協議を経て策定されますが、当行が特定の分野に限定されない総合政策金融機関であることから、関係省庁は多岐に亘っております（下図はその主なものの例示）。当行は、政府と民間との双方と接点を有する機関として、その時々々の社会的・政策的要請を先見性をもった的確に把握し、政府の政策に機動的に反映させるべく努めております。



(2) 主務大臣による監督

当行の主務大臣は、財務大臣及び国土交通大臣です（日本政策投資銀行法第 52 条）。主務大臣は、同法の定めるところに従い当行を監督し、必要があると認めるときは、当行に報告を求め、または当行の立入検査（注）を行うことができます。また、当行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができます（同法第 49 条、第 50 条）。

（注）政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、「政策金融機関に関する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律」（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づき、政策金融機関に対する金融庁の検査が導入され、当行においては平成 15 年度（第 5 期）及び平成 18 年度（第 8 期）に金融庁による立入検査が実施されました。

(3) 役員の任命・解任

当行の総裁及び監事は財務大臣が任命し、副総裁は財務大臣の認可を受けて総裁が任命します（日本政策投資銀行法第 10 条第 1 項、第 2 項）。また、財務大臣は総裁及び監事を解任することができ、総裁に対して副総裁又は理事の解任を命ずることができます（同法第 13 条）。

(4) 財務面での関与

予算

当行の収入支出予算は、毎事業年度、政府関係機関予算として財務大臣に提出され、閣議決定を経て、国会の議決により承認されます（日本政策投資銀行法第 31 条他）。収入支出予算には、事業計画、資金計画等が添付されます（同法第 29 条）。また、資金計画のうち財政融資資金借入金、政府保証債等については、国の特別会計予算等の一部として国会の議決により承認されます。

決算

当行は、財務諸表を半期及び事業年度毎に作成し、監事の意見を付して財務大臣に届け出ます（日本政策投資銀行法第 38 条）。また、事業年度毎に決算報告書を作成し、監事の意見及び財務諸表を

付して財務大臣に提出します（同法第 40 条）。財務大臣に提出された決算報告書及び財務諸表は、内閣に送付され、会計検査院の検査を経て、国の歳入歳出決算とともに国会に提出されます。

なお、監事は当行の業務を監査し、監査結果に基づき必要と認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができます（同法第 9 条第 4 項、第 5 項）。

資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当行に追加して出資することができます（日本政策投資銀行法第 4 条第 2 項）。

当行は、投融資業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から借入をすることができます（同法第 42 条第 1 項）。

当行は、投融資業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、債券を発行することができますが（同法第 43 条第 1 項）、毎事業年度、債券発行基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければなりません（同法同条第 2 項）。また、債券を発行したときには遅滞なく財務大臣に届け出を行う必要があります（同法同条第 3 項）。なお、政府は、予算をもって定める金額の範囲内において、当行が発行する債券の債務保証を行うことができます（同法第 45 条）。

○業務運営上の特色

（１）中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行は、主務大臣が作成した、３年間の中期の政策に関する方針（「中期政策方針」）に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。さらに、外部有識者による「運営評議員会」を設置し、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討しています。

また、運営評議員会における検討状況及び検討結果についてとりまとめた「日本政策投資銀行運営評議員会報告書」等は、当行ホームページ（<http://www.dbj.go.jp/>）等にて公表しています。

なお、中期政策方針（平成 14 年度～平成 16 年度）に係る検討の結果を報告している平成 16 年 12 月の報告書の主な内容は以下の通りです。

平成 14～16 年度の同行の業務については、中期政策方針に則り実施されたと認められる。

特に、同行は、事業再生、新産業の育成、環境保全や地域活性化などへの政策ニーズを的確に捉え、新たな金融手法も活用しながら、機動的に対応し、我が国の経済社会の再構築に、一定の寄与を果たしたと認められる。

同行の業務運営は、国の経済運営に関する諸方針及び「特殊法人等整理合理化計画」等に沿った形で行われたものであると認められる。

（２）民間金融機関の補完・奨励

日本政策投資銀行法では、民間金融機関との競争の禁止を規定し、民間金融機関の行う金融を補完・奨励することとしています。

（３）財務の健全性の確保

当行は、日本政策投資銀行法第20条における償還確実性及び収支相償の原則を踏まえ、政策金融機関として健全かつ効率的な業務運営に努めています。

当行は、日本政策投資銀行法第41条を始めとする諸法令の定めに従い、貸付金利息収入を主体とする事業益金から借入金利息を中心とする事業損失を差し引いたものを利益金とし、このうち当該利益金の100分の20もしくは貸付金残高の1,000分の3に相当する金額のいずれか多い額を法定準備金として積み立て、残金を国庫納付することになっています。

当行は、赤字補給金を受けていません。

当行は、日本政策投資銀行法第44条（受信限度額、与信限度額）同法第46条（余裕金運用規制）等の規定により、財務規律の維持を求められています。

（４）政策効果等の評価

当行は、政策金融の政策効果等を客観的に評価し、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めています。

○平成 19 年度投融資計画について

当行は、平成 19 年度予算案（平成 18 年 12 月 24 日閣議決定・平成 19 年 3 月 26 日国会議決）を踏まえ、以下の通り、平成 19 年度投融資計画を策定し、平成 18 年 12 月 26 日に公表を行いました。

平成 19 年度投融資計画

1. 投融資規模・資金計画

平成 19 年度投融資計画は、行政改革推進法及び「政策金融改革に係る制度設計」を踏まえ、以下の通りといたしました。

（１）適正な運用規模の確保

政策金融改革の趣旨を踏まえ引き続き民業補完に努めつつ、設備投資動向に適切に対応するとともに、民間金融機関からのリスク仲介機能に対する期待等を勘案し、平成 19 年度投融資運用規模は 12,500 億円としました。

（参考）19 年度投融資計画額と近年の当初計画額との比較（単位：億円）

年度	当初計画額	12年比増減額	年度末貸付残高	
			前年比増減額	
平成12	22,300	—	177,865	—
13	16,000	▲ 6,300	168,040	▲ 9,825
14	12,000	▲10,300	157,900	▲10,140
15	11,780	▲10,520	148,409	▲ 9,491
16	11,780	▲10,520	139,656	▲ 8,753
17	11,680	▲10,620	129,680	▲ 9,976
18	11,100	▲11,200	121,974	▲ 7,706
19	12,500	▲ 9,800		

（２）本行資金調達の円滑な市場化

財政投融資（財政融資資金借入金及び政府保証債）については、18 年度当初計画比▲1.4%の 7,440 億円とします。また、「政策金融改革に係る制度設計」等を踏まえ、多様な自主調達基盤の確立をめざし、財投機関債の割合を上げます。

（参考）財政投融資及び債券発行額の推移（当初計画額）（単位：億円）

年度	財政投融資		財投機関債	債券発行額
		うち政府保証		
平成12	*19,971	*3,900	—	3,900
13	14,450	2,900	1,000	3,900
14	9,100	2,330	2,000	4,330
15	9,050	2,900	2,400	5,300
16	8,750	2,500	2,400	4,900
17	8,480	2,500	2,400	4,900
18	7,544	3,800	2,400	6,200
19	7,440	3,800	2,900	6,700

*平成 12 年度の財政投融資については、政府保証外債（1,900 億円）を含んでいない。

2. 平成19年度投融資計画の特徴

(1) 新金融手法への取り組み・リスクテイク能力の発揮

民間融資の拡大を支援する多様な金融手法（パートアウト、ウェアハウジング、ローントレーディング等）を積極的に活用し、リスクの高いプロジェクトに対する民間金融機関の参入を促進。

● 民間参入促進型リスクマネー供給活性化【制度創設】

➤民間金融機関の資金供給を促進する観点から行われる融資延長権付融資、ウェアハウジングなどの金融取引を対象とした制度を創設。

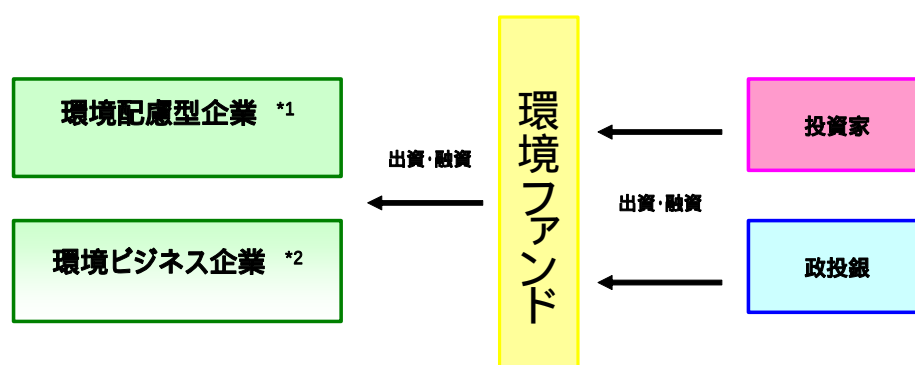
(2) 喫緊の政策課題への的確な対応

成長力・競争力強化や都市・地域再生のためのリスクマネーを供給。

防災・減災対策や環境や経済の両立など、安全・安心の確保を金融面から支援。

● 環境金融活性化【制度創設】

➤「環境と金融に関する懇談会」における、「環境等に配慮したお金の流れの拡大」を目的として、環境に配慮したファンドの組成（下図参照）などを促進。



*1: DBJ「環境配慮型経営促進事業」に基づく環境格付取得企業（出資対象は原則ランクA企業）

*2: DBJ投融資指針における「(小項目)環境対策」に位置づけられる事業が売上高の1/2以上の企業（出資対象は2/3以上）

(3) 民営化を見据えた自主調達手段の拡充

新体制への移行に向けた法改正を前提として、平成19年度中に民間金融機関からの長期借入を先行実施。

（参考）日本政策投資銀行の民営化スケジュール

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度～
	準備期間		移行期間(概ね5～7年)	
	2007年2月 新DBJ法 国会提出	2007年6月 新DBJ法成立	2008年10月 民営化 (株式会社化)	完全民営化
株主	政府100%			民間100%
会社形態	政府系金融機関(特殊法人)		株式会社(特殊会社)	株式会社
業務	日本政策投資銀行法に基づく		㈱日本政策投資銀行法に基づく	一般金融法令
資金調達	政府保証債・財融借入・自己調達			自己調達
	・政府系金融機関 ・日本政策投資銀行法に基づく業務を実施		・政府出資：市場の動向を踏まえつつ、 概ね5～7年後を目途に全部を処分 ・移行措置：適正な自己資本の確保、 政保債発行、財融借入	・政府保有株式処分後、 ㈱日本政策投資銀行法 は廃止

３．平成１９年度投融資計画総括表

(単位：億円、%)

		1 8 年 度		1 9 年 度		1 9年度投融資対象事業（例）
		当初計画額		当初計画額		
			構成比		構成比	
地 域 再 生 支 援		5,210	47.5	5,900	47.2	
	地域経済振興	1,400	12.8	1,700	13.6	地域再生、地域の特性に応じたまちづくり・観光振興、地域競争力強化、寒冷地産業活動活性化、雇用対策 等
	地域社会基盤整備	1,300	11.8	1,600	12.8	都市再生、民間資金活用型社会資本整備（PFI）、公営事業民間化等促進 等
	広域ネットワーク整備	2,510	22.9	2,600	20.8	基幹交通整備、航空輸送体制整備、情報・通信網整備 等
環境対策・生活基盤		2,965	27.0	3,000	24.0	
	環境・エネルギー・防災・福祉対策	2,965	27.0	3,000	24.0	環境スコアリングによる環境配慮型経営促進、防災格付による企業の防災力強化促進、京都メカニズム活用事業促進、エネルギー・セキュリティ対策、新エネルギー開発 都市治水事業 等
技術・経済活力創造		2,800	25.5	3,600	28.8	
	先端技術・経済活性化	700	6.4	1,500	12.0	新技術開発、新産業創出・活性化 等
	経済社会基盤整備	2,100	19.1	2,100	16.8	事業再生・産業再生、対日アクセス促進、総合セキュリティ対策支援、危機管理対応金融普及等促進 等
小 計		10,975	100.0	12,500	100.0	
社会資本整備促進		125	-	0	-	
合 計		11,100	-	12,500	-	
調 達	財 政 投 融 資	7,544	68.0	7,440	59.5	
	（うち財政融資資金借入金）	（ 3,744 ）	33.7	（ 3,640 ）	29.1	
	（うち政府保証債（国内債））	（ 1,900 ）	17.1	（ 1,900 ）	15.2	
	（うち政府保証債（外債））	（ 1,900 ）	17.1	（ 1,900 ）	15.2	
	自 己 資 金 等	3,556	32.0	5,060	40.5	
	（うち財投機関債）	（ 2,400 ）	21.6	（ 2,900 ）	23.2	

（注）１９年度当初計画額には、旧北東公庫の業務相当分として１，２８８億円が含まれている。

○財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

政策コスト分析は財政投融资を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額を割引現在価値に引き直して試算したもので、将来の国民負担に関するディスクリージャーを一層進めるとの観点から、平成 11 年度より取り組まれております。平成 18 年度の分析結果は財政投融资分科会での審議を経て、財務省より平成 18 年 7 月 26 日に公表されました。

当行の政策コスト分析では、平成 18 年度の投融资計画に基づいて投融资を実行したのち、平成 19 年度以降は新規投融资を行わないという前提で、すべての貸付金が回収される平成 43 年度までの 26 年間の分析期間となっており、貸付金償却率及び繰上償還率等に一定の仮定を置いて、国庫納付金額等を試算し、平成 43 年度の分析期間終了時点で資本金及び準備金を国に全額返済する前提で、現在価値にして 1,886 億円の政策コストが将来にわたり発生するという試算になっています（下表参照）。

なお、当行が収支相償原則に基づいて運営され、毎事業年度において直接的な収支差補給金を受けていないにもかかわらず、プラスの政策コストとなっているのは出資金及び法定準備金の機会費用がコストとして計算されていることによるものです。

また、平成 18 年度分析の政策コストは平成 17 年度分析の政策コスト（1,359 億円）より 527 億円増加していますが、これは試算の共通前提である割引金利の変更等により国からの出資金等の機会費用分が増加した影響等によるものです。

（単位：億円）

区 分	17年度分析	18年度分析	増減
1．国からの補給金等	41	37	4
2．国からの出資金等の機会費用分	8,625	8,844	219
1～2小計	8,666	8,666	215
3．国への資金移転	7,307	6,995	312
1～3合計＝政策コスト	1,359	1,886	527
分析期間（年）	26	26	-

○特殊法人等に係る行政コスト計算書の作成について

行政コスト計算書は、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、特殊法人等の業務に係る国民の負担を明確にすることを目的としており、その作成指針として平成 13 年 6 月 19 日に財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会より「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が公表されています。

行政コスト計算書は、個々の特殊法人等の特性を捨象し、特殊法人等が民間企業として活動を行っている場合の財務書類です。このため、通常コストとして認識されない、政府出資金等に係る機会費用についてもコストとして認識されています。

具体的には、特殊法人等会計処理基準等に基づき作成されている現行の貸借対照表、損益計算書について、企業会計原則と異なる会計処理がなされている部分に関して、企業会計原則に準拠した会計処理に則って修正を行い、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書及び民間企業仮定利益金処分計算書（または、民間企業仮定損失金処理計算書）を作成し、民間企業仮定損益計算書に計上された費用から、業務収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出します（したがって、業務収入が費用及び機会費用を上回る場合には行政コストはマイナスになります）。

当行は、同指針に従い行政コスト計算財務書類(行政コスト計算書)を作成しています。平成 18 年度(第 8 期)行政コスト計算書類(平成 19 年 6 月 29 日公表)の概要は以下の通りです。

(単位：百万円)

	単 体	連 結
業務費用合計	74,501	74,595
機会費用合計	26,459	26,459
行政コスト	48,041	48,135

- ・ 業務費用合計のマイナスは、概ね民間企業仮定損益計算書の当期純利益に相当します(なお、取引先の利子負担を軽減するために政府から当行を経由して取引先に支給されている利子補給金 664 百万円を「業務費用」中「業務収入(資金運用収益)」の項目より控除しているため、業務費用合計はその額だけ当期純利益よりも少なくなっています)。
- ・ 行政コスト計算財務書類及び連結行政コスト計算財務書類は本支店に備え置き開示するとともに、その概要を当行ホームページ(<http://www.dbj.go.jp/>)にて掲載しています。

○特殊法人等改革に関する経緯の詳細

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「政策金融改革に係る制度設計」等に従い、当行の完全民営化を実現するための法案作成作業が行われました。

こうした中、平成19年1月30日、行政減量・効率化有識者会議において、「株式会社日本政策投資銀行法案の概要」が報告されました。その内容は以下の通りです。

1 株式会社日本政策投資銀行法案の概要

株式会社日本政策投資銀行法案の概要

「行革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に沿って、主に以下の項目について法案化する。

1. 本法案の目的

株式会社日本政策投資銀行（以下「新会社」という。）は、日本政策投資銀行（以下「現行政投銀」という。）の完全民営化の実現に向けて、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより現行政投銀の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

2. 本法案に設ける主な規定

（１）株式の処分及び本法案の廃止のための措置

行革推進法に基づき、新会社設立後、市場動向を踏まえつつ、おおむね５～７年後を目途として、政府保有株式の全てを処分。政府保有株式が全部処分された後、直ちに移行期に係る特別の法律を廃止するための措置を講ずることとし、その旨を本法律に規定。

長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されるよう、株式の処分方法等について検討し、必要な措置を講ずる旨を規定。

(2) 移行期における新会社の在り方

新会社の設立等

平成 20 年 10 月に現行政投銀を解散し、新たに新会社を設立。

業務の範囲

現行政投銀の業務（出資・融資・債務保証等、財政融資資金借入・政府保証債等）を基本として、資金調達面では補完的手段として譲渡性預金の受入れ・機関投資家向け金融債の発行を可能とするとともに、新金融技術開発の活用に必要な業務についての規定を整備。

（参考）

	現行政投銀	新会社
融資	○	○
出資	○	○
債務保証	○	○
為替・両替	×	×
デリバティブ取引等の 金融商品取引業の一部	附帯業務の範囲内で実施	明確に限定列挙
債券の発行	○	○（金融債を含む）
借入	財政融資資金借入	財政融資資金借入＋民間借入（法施行後 19 年度から実施）
預金	×	○（決済性預金や小口預金等の預金保険の保護対象預金は受入れない）

政府の関与

主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、他の特殊会社法や銀行法等の金融関係法令の規定を参考に、民間金融機関とのイコールフットィングや財政措置に係る公益性の確保等に留意して、政府の関与を縮小。

○ 政府関与を最小限に縮小

・ 予算統制の廃止

現行政投銀は政府関係機関予算（国会議決）の対象であったが、新会社においては対象とせず、予算の認可も求めない。

・ 社債や借入金

通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制であるが、新会社においては、業務の特性に照らして包括認可制とする。

- ・投資目的の子会社保有

投資目的の子会社の保有については規制しない。ただし、将来のビジネスモデルに関わる子会社（銀行、金融商品取引業者、貸金業者等）の保有については認可制（銀行法上も金融関連の子会社保有は認可制）。

- ・その他

事業計画、定款変更及び代表取締役等の選解任の決議等については認可制。

○預金受入れ等に伴う金融監督上の関与

- ・預金受入れ又は金融債発行の開始には財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意が必要
- ・預金受入れ又は金融債発行の開始後は銀行法の規制（預金者への情報提供、大口信用規制、アームズレングスルール等）を準用するとともに、財務・業務について内閣総理大臣（金融庁）が共管の主務大臣
- ・デリバティブ取引等の金融商品取引業の一部を営むため登録金融機関として登録 他

資金調達上の措置

資金の大半を政府信用に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入を措置。

準備期間（新会社設立までの期間）中から民間借入を実施

準備期間中において、現行の資金調達（財政融資資金借入、債券発行）に加え、民間からの長期借入を可能とする旨を規定。

現行政投銀を活用している他法律の取扱い

各省庁が所管する各法律において個別に現行政投銀を活用している制度について、平成 20 年 10 月までに、イコルフットイングの確保に関し検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずる旨を規定。

経過措置

会社の設立、政投銀の解散及びその権利及び義務の承継に関して必要な経過措置等を規定。

上記に基づき、平成19年2月13日、「株式会社日本政策投資銀行法案」が国会に提出され、4月から衆議院における審議が始まりました。その後、参議院における審議を経て、6月6日に成立、同13日に公布・即日施行されています。主な条文を抜粋すると以下の通りです。

2 - 1 株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第35号：抜粋）

株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第35号：抜粋）

第一条（目的）

株式会社日本政策投資銀行（以下、「会社」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

第三条（業務の範囲）

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金（譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。）の受入を行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券（第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）を行うこと（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権（譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券（資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあつては、特定短期社債を除く。）その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）を行うこと（第七号に掲げる業務に該当するものを除く。）。
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと（募集又は売り出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。）。
- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券（当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと（第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。）。
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五条（日本政策投資銀行債の発行）

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

第九条（預金の受入れ等を開始する場合の特例）

会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条（株式）

会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第三十四条第四号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

第十三条（社債、日本政策投資銀行債及び借入金）

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債（日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。）及び日本政策投資銀行債（それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。）の発行並びに借入金（弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。）の借入れについて、発行及び借入の金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条（代表取締役等の選定等の決議）

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条（取締役の兼職の認可）

第四条第二項の規定の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

第十七条（事業計画）

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条（償還計画）

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条（認可対象子会社）

会社は、次に掲げる者（第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。）を子会社（会社法第二条第三項に規定する子会社をいう。）としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

一 銀行

二 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。）

三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

四 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。）

五 信託会社（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）

六 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）

七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

第二十条（定款の変更等）

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十二条（財政融資資金の運用に関する特例）

財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。）は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入をする場合における会社に対する貸付け（第二十四条において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債（次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。）に運用することができる。

第二十五条（債務保証）

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第二十九条（主務大臣）

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

附則

第二条（政府保有株式の処分）

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式（次項及び次条において「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条（この法律の廃止その他の措置）

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、ただちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四条（準備期間中の業務等の特例）

会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、準備期間（この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。）中、日本政策投資銀行法（附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。）第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

第九条（出資）

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

第十五条（政投銀の解散等）

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

２ 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

第十六条（承継される財産の価額）

会社が政投銀から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十八条（主務大臣）

附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産（以下この条において「承継資産」という。）の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

第六十六条（検討）

政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第六十七条（会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用）

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

また、上記法律の成立に際し、参議院において以下の附帯決議が決議されています。

２－２ 株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議（平成19年６月５日参議院財政金融委員会決議）

株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成19年6月5日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- － 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- － 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。
- － 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な継承のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。
- － 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すること。

右決議する。

4【関係会社の状況】

(1) 子会社・関連会社、関連公益法人に該当するものではありません。

(注) 定義は日本政策投資銀行法施行規則(平成11年大蔵省令第80号)第3条によります。

子会社: 日本政策投資銀行が議決権の過半数を実質的に所有している会社であって、資金供給業務としての出資の出資先でないもの。

関連会社: 日本政策投資銀行が議決権の100分の20以上、100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社。

関連公益法人: 日本政策投資銀行の業務の一部又は日本政策投資銀行の業務に関連する事業を行っている公益法人その他これに準ずる法人で、日本政策投資銀行が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることのできるもの。

但し、企業会計基準準拠決算においては、下表に掲げる会社を連結対象としています。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%) *3 *4	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) D B J 事業投資㈱	東京都千代田区	10	投資事業組合の管理等	100.0%	6	-	-	-	-
新規事業投資㈱ *5	東京都千代田区	6,000	新規事業を行う者に対する出資等	63.8%	1	-	-	-	-
(有)D B J コーポレート・メザニン・パートナーズ	東京都千代田区	3	投資事業組合の管理等	50.0% *1	1	-	-	-	-
D B J コーポレート投資事業組合*2	東京都千代田区	32,488	投資事業組合の管理等	100.0% (100.0%)	-	-	-	-	-
D B J 新産業創造投資事業組合	東京都千代田区	4,423	投資事業組合の管理等	100.0% (100.0%)	-	-	-	-	-
D B J 事業価値創造投資事業組合	東京都千代田区	24,723	投資事業組合の管理等	100.0% (100.0%)	-	-	-	-	-
D B J ストラクチャード投資事業組合	東京都千代田区	4,475	投資事業組合の管理等	100.0% (100.0%)	-	-	-	-	-
D B J クレジット・ライン株式会社	東京都千代田区	490	信託受益権の取得、信託の運用委託及び指図等	100.0% (100.0%)	2	-	-	-	-
新規事業投資1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	1,600	新規事業を行う者に対する出資等	100.0% (100.0%)	-	-	-	-	-

*1 D B J コーポレート投資事業組合経由にて出資を行っております。

*2 平成19年3月にD B J 事業再生投資事業組合より商号変更をしております。

*3 ()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。なお、上記関係会社のうち、組合形態の5社については、業務執行割合を記載しております。

*4 当行及び連結子会社は、D B J コーポレート投資事業組合、D B J 新産業創造投資事業組合、D B J 事業価値創造投資事業組合及びD B J ストラクチャード投資事業組合については、100.0%の割合の出資、また、新規事業投資1号投資事業有限責任組合については、100.0%の割合の出資(うち間接出資の割合は10.0%)をそれぞれ行っております。

*5 有価証券報告書を提出しております。

- (2) なお、当行は、民間出資を誘導して事業主体を形成し、円滑な事業遂行を図ることを目的として、日本政策投資銀行法第 20 条第 1 項第 2 号に基づく資金供給業務としての出資を行っているほか、特別法に基づき中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、情報通信研究機構の 3 独立行政法人に出資を行っております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	合 計
職員数 (人)	1,361

(注) 役員は職員数には含めておりません。

(2) 当行の従業員数

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	合 計
職員数 (人)	1,352

(注) 役員は職員数には含めておりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

< 当連結会計年度 >

(金融経済環境)

当連結会計年度の日本経済は、民需を中心に緩やかな成長を持続しました。この間、米国では年度後半にかけて住宅市場の調整等から成長が減速しましたが、中国をはじめとする新興国の高い成長に支えられて、世界経済は引き続き拡大を続けました。

個人消費は、好調な企業部門から雇用・所得環境の改善を通じた家計部門への波及度合いが弱く、総じて伸び悩みました。雇用環境は、有効求人倍率が引き続き1倍を上回り、完全失業率も低水準で推移するなど良好な状態が続きましたが、所得環境は就業者数の増加はみられたものの、一人当たり賃金が伸び悩み、緩やかな改善にとどまりました。住宅投資は、金利や地価の先高感もあり、着工戸数では持家が3年ぶりの増加となるなど高水準で推移、概ね前年度並みとなりました。設備投資は、生産の緩やかな増加と好調な企業収益を背景に増勢を続けました。公共投資は、国、地方の厳しい財政事情を反映し、引き続き減少しました。輸出は、年度末にかけて米国向けが弱含んだものの、中国を含むアジア向け等が堅調に増加、原油価格の低下などから輸入の伸びが鈍化したこともあり、純輸出の寄与は高まりました。

金融面では、民間銀行貸出残高は地域金融機関を中心に緩やかに増加しました。株価は、夏前にかけて海外株価と連動した調整局面を経た後、年度末にかけて前年並みの1万7千円台に戻しました。短期金利は、日銀の2回の政策金利引き上げを受けて上昇しました。長期金利は、ゼロ金利解除の観測が高まった夏場にかけて一時2%まで上昇しましたが、消費者物価の基準改定による予想外の下振れや先行き景気に対する慎重な見方もあり、概ね1.6%~1.8%を挟んだレンジ内で推移しました。為替レートは、内外金利差を主因に対ドル、対ユーロでいずれも円安傾向で推移しました。

物価動向については、国内企業物価は素材価格の上昇により引き続き上昇しましたが、消費者物価(総合)は8年ぶりに前年度比プラスに転じたものの、需給ギャップ改善による上昇圧力が弱く、夏場以降石油製品価格が落ち着く中で年度末にかけて再び前年度比マイナスとなりました。

(経営方針)

上記のような状況のなかであって、当行は前記の中期政策方針及び投融資指針に基づいて、地域再生支援(地域経済振興、地域社会基盤整備、広域ネットワーク整備)、環境対策・生活基盤(環境・エネルギー・防災・福祉対策)、技術・経済活力創造(先端技術・経済活性化、経済社会基盤整備)、社会資本整備促進に対して投融資を行いました。

(業績)

当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部につきましては、前連結会計年度末比6,071億円減少して13兆788億円となりました。このうち貸出金は7,834億円減少し12兆898億円、有価証券は122億円減少し4,208億円となりました。負債の部につきましては、前連結会計年度末比5,783億円減少して11兆931億円となりました。このうち、債券は4,099億円増加し2兆6,716億円、借入金は1兆805億円減少し7兆9,239億円となりました。また、純資産の部につきましては、前連結会計年度末の資本の部に比べて247億円減少して1兆9,856億円となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は前連結会計年度比374億円減少して、3,487億円となりました。主な内訳は資金運用収益が3,294億円、役務取引等収益が40億円、その他経常収益が151億円となっております。また、経常費用は前連結会計年度比63億円増加して3,257億円となりました。主な内訳は資金調達費用が2,368億円、その他業務費用が20億円、営業経費が253億円、その他経常費用が614億円となっております。

この結果、経常利益は前連結会計年度比437億円減少して230億円となりました。これに、償却債権取立益、貸倒引当金戻入益等を含む特別利益、固定資産処分損を含む特別損失等を加味した結果、当期純利益は前連結会計年度比170億円減少して752億円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比371億円増加し551億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比169億円増加し455億円の支出となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比549億円減少し11億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度比84億円増加して362億円となりました。

(1) 期別投融資金額

以下、「(2) 期別投融資残高」までは特殊法人等会計処理基準による金額等を掲載しています。

(単位：百万円)

	第 6 期 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日	第 7 期 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日	第 8 期 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日
地域再生支援	585,363	624,918	598,240
地域経済振興	206,270	239,967	265,334
地域社会基盤整備	160,608	159,930	120,131
広域ネットワーク整備	218,484	225,020	212,774
環境対策・生活基盤	237,270	240,261	189,088
環境・エネルギー・防災・福祉対策	237,270	240,261	189,088
技術・経済活力創造	293,046	265,664	397,991
先端技術・経済活性化	23,462	102,838	156,973
経済社会基盤整備	269,584	162,826	241,018
小計	1,115,679	1,130,844	1,185,321
社会資本整備促進	32,346	12,696	8,473
合計	1,148,025	1,143,540	1,193,794
(うち投資)	(58,736)	(55,859)	(113,342)
(うち外貨貸)	(-)	(5,427)	(3,122)

(注) 1 . 第 6 期、第 7 期の投融資については、第 8 期項目区分に従い区分を組み替えています。

2 . ファンドに対する投資は約諾額ベースで計上しています。

3 . 第 8 期は、次の事業を対象に投融資を実行しております。

地域再生支援

(ア) 地域経済振興

a . 地域経済振興

地域活力の創造を推進するため、地域における産業施設の立地促進・高度化事業、地域における基盤的技術産業の集積・活性化に資する事業等を対象としました。

また、地域連携の推進及び地域の自立的発展を支援するため、地域産業の振興を通じた雇用創出事業、地域経済の自立的かつ特色ある発展に資する事業等を対象としました。

(イ) 地域社会基盤整備

a . 地域社会基盤整備

地域の街づくりを推進するため、市街地の再開発・高度利用、公共施設等を備えた建築物の整備、中心市街地の活性化事業、不動産流動化事業、ファンドを活用した都市再生事業等を対象としました。

また、地域における社会資本の整備を推進するため、民間の資金・経営能力等の活用（いわゆる P F I、P P P 方式）による効率的・効果的な社会資本の整備、地域生活を支える港湾・鉄道・バス・航空ネットワークの整備、情報通信基盤の整備等を対象としました。

(ウ) 広域ネットワーク

a . 広域ネットワーク

快適かつ安全な鉄道輸送の確保、利用者利便性の向上、基幹交通網の整備のため、都市生活を支える都市鉄道及び基幹鉄道の整備に関し、安全防災対策、輸送力増強等の観点から対象とすると共に、航空輸送の拠点となる空港施設に関し、空港機能の確保、利用者の利便性向上等に資する事業等を対象としました。

また、我が国物流ネットワークの整備のため、貿易物資の安定輸送確保を目的として行う海上輸送基

盤施設等の整備、物流の円滑化・効率化促進に資する施設の整備等を対象としました。
加えて、情報通信ネットワークの整備による高度情報通信社会の構築、信頼性・安全性に配慮された高度な情報システムの開発・導入促進のため、電気通信事業用通信システム整備、地上デジタル放送施設整備等を対象としました。

環境対策・生活基盤

(ア) 環境・エネルギー・防災・福祉対策

a．環境対策

地球温暖化対策推進、エネルギーの有効利用・省エネルギー化推進、資源の有効利用及び水力・風力発電等の新エネルギー・自然エネルギーの開発、産業部門等における省エネルギー推進事業、廃棄物・リサイクル対策事業、公害防止事業、熱効率の高い液化ガス発電施設設置等を対象としました。
また、環境への配慮に対する取り組みが十分になされていると認められる企業に対して、スクリーニング評価を実施のうえ、環境会計ガイドラインに沿って整理された事業を対象としました。

b．生活基盤

資源を持たない我が国のエネルギー・セキュリティを確保し、我が国経済を持続的に発展、向上させる観点から、原子力発電開発、核燃料サイクル事業、石油供給機能整備等を対象としました。
また、災害に強い街づくりを推進するため、共同溝等ライフラインの防災対策、都市の防災不燃化等を対象としました。
加えて、高齢者・身体障害者が一般の社会生活に参加することを容易にすることにより、国民福祉の向上を推進するため、人にやさしい建築物整備事業等を対象としました。

技術・経済活力創造

(ア) 先端技術・経済活性化

a．先端技術・経済活性化

我が国における技術開発力の強化、技術水準の向上等を図る観点から、研究施設整備事業、新技術の企業化事業等を対象としました。
また、新たな産業分野を開拓し、我が国経済の活性化を推進する観点から、新規事業を実施するための投資やインキュベーションファンドを通じた新産業の創出・活性化等を対象としました。
さらに、金融機関等による資金供給の円滑化又は資本市場の活性化を目的として、資産流動化の手法又はクレジットデリバティブ等を用いて行われる金融取引に係る必要資金を対象としました。

(イ) 経済社会基盤整備

a．経済社会基盤整備

我が国経済活力の活性化を目的とした規制緩和分野における新規参入や新たな事業の創出、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するための生産性向上を目的とした事業再構築、司法プロセス等を通じて再生途上にある経済社会的に有用な事業価値の保全、ファンドを活用した事業再生事業・産業再生事業等を対象としました。
また、諸外国からの対日直接投資の促進を図る観点から、外資系企業が行う事業で、技術・ノウハウの交流を通じて、我が国の産業構造の高度化、新規産業の創出、雇用増加に貢献することが期待される事業等を対象としました。
加えて、社会・経済情勢の変化による喫緊の課題に対応する観点から、災害復旧等に対応を要する事業を対象としました。

社会資本整備促進

日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用し、社会資本の整備促進と地域の活性化を図るため、テレトピア指定地域内におけるCATV施設等の整備事業、高度テレビジョン施設、特定産業廃棄物処理施設整備事業等を対象に、無利子及び低利子の融資を行いました。

(2) 期別投融資残高

(単位：百万円)

	第 6 期 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日	第 7 期 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日	第 8 期 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日
地域再生支援	7,409,786	6,987,268	6,622,037
地域経済振興	1,353,032	1,335,289	1,371,491
地域社会基盤整備	2,202,536	2,048,336	1,877,657
広域ネットワーク整備	3,854,217	3,603,643	3,372,888
環境対策・生活基盤	4,315,961	4,016,709	3,691,482
環境・エネルギー・防災・福祉対策	4,315,961	4,016,709	3,691,482
技術・経済活力創造	2,010,754	1,839,811	1,918,266
先端技術・経済活性化	257,286	309,685	421,220
経済社会基盤整備	1,753,468	1,530,126	1,497,046
小計	13,736,502	12,843,789	12,231,787
社会資本整備促進	584,098	511,655	433,217
合計	14,320,600	13,355,445	12,665,005
(うち投資)	(304,219)	(340,402)	(405,787)
(うち外貨貸)	(91,066)	(80,547)	(67,138)

- (注) 1 . 第 6 期、第 7 期の投融資金額については、第 8 期項目区分に従い区分を組み替えています。
2 . ファンドに対する投資は約諾額ベースで計上しています。
3 . 平成 17 年 3 月末残高、平成 18 年 3 月末残高及び平成 19 年 3 月末残高については、それぞれ上記の他、苫小牧東部開発(株)、むつ小川原開発(株)等からの代物弁済による株式取得 36,051 百万円、35,914 百万円及び 40,995 百万円があります。

(3) 収支

当連結会計年度の資金運用収支は35億円減少して926億円、役務取引等収支は16億円増加して39億円、その他業務収支は3億円減少して 20億円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	96,179
	当連結会計年度	92,667
うち資金運用収益	前連結会計年度	367,600
	当連結会計年度	329,480
うち資金調達費用	前連結会計年度	271,421
	当連結会計年度	236,812
役務取引等収支	前連結会計年度	2,375
	当連結会計年度	3,986
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2,430
	当連結会計年度	4,051
うち役務取引等費用	前連結会計年度	54
	当連結会計年度	65
その他業務収支	前連結会計年度	1,732
	当連結会計年度	2,038
うちその他業務収益	前連結会計年度	4
	当連結会計年度	-
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,737
	当連結会計年度	2,038

(4) 資金運用 / 調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定は、平均残高が貸出金を中心に 8,944 億円減少して 13 兆 962 億円、利回りが 0.11% 低下し 2.51% となりました。一方、資金調達勘定は、平均残高が 7,886 億円減少し 11 兆 421 億円、利回りが 0.15% 低下し 2.14% となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	13,990,757	367,600	2.62
	当連結会計年度	13,096,285	329,480	2.51
うち貸出金	前連結会計年度	13,307,456	365,949	2.75
	当連結会計年度	12,506,720	325,844	2.60
うち有価証券	前連結会計年度	532,318	1,646	0.30
	当連結会計年度	560,028	3,157	0.56
うち預け金	前連結会計年度	150,983	4	0.00
	当連結会計年度	29,536	92	0.31
資金調達勘定	前連結会計年度	11,830,835	271,421	2.29
	当連結会計年度	11,042,179	236,812	2.14
うち債券	前連結会計年度	2,190,653	30,920	1.41
	当連結会計年度	2,420,385	33,973	1.40
うち借入金	前連結会計年度	9,637,991	221,070	2.29
	当連結会計年度	8,619,712	179,674	2.08

(注) 1 . 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、期首・期末の平均残高を利用しております。

2 . 有価証券には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第 2 条第 2 項により有価証券とみなされるものは含んでおりません。

3 . 買現先勘定は有価証券に含まれております。

(5) 貸出金残高の状況

業種別貸出状況 (残高)

業種別	平成18年 3 月31日		平成19年 3 月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	2,455,035	19.0%	2,348,285	19.4%
農・林・漁業	1,817	0.0%	1,575	0.0%
鉱業	26,813	0.2%	29,002	0.2%
建設業	21,466	0.1%	18,428	0.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	2,839,815	22.0%	2,509,658	20.7%
運輸・通信業	4,639,335	36.0%	4,314,485	35.6%
卸売・小売業	534,408	4.1%	558,661	4.6%
金融・保険業	230,413	1.7%	202,681	1.6%
不動産業	1,273,085	9.8%	1,218,389	10.0%
サービス業	849,228	6.5%	886,881	7.3%
地方公共団体	1,808	0.0%	1,763	0.0%
合計	12,873,226	100.0%	12,089,812	100.0%

(6) 有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	189,645
	当連結会計年度	120,705
地方債	前連結会計年度	-
	当連結会計年度	-
社債	前連結会計年度	48,961
	当連結会計年度	96,374
株式	前連結会計年度	139,591
	当連結会計年度	114,865
その他の証券	前連結会計年度	54,823
	当連結会計年度	88,914
合計	前連結会計年度	433,021
	当連結会計年度	420,860

(注) 「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第 2 条第 2 項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(単体情報)

(参考 1)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前 事 業 年 度 (百万円) (A)	当 事 業 年 度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	97,046	94,305	2,741
経費 (除く臨時処理分)	25,602	25,015	587
人件費	15,103	14,891	212
物件費	9,536	9,145	391
税金	963	977	14
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	71,443	69,290	2,153
一般貸倒引当金繰入額	-	-	-
業務純益	71,443	69,290	2,153
うち債券関係損益	-	-	-
臨時損益	4,181	47,291	43,110
株式関係損益	9,501	46,722	37,221
不良債権処理損失	5,941	3,872	2,069
貸出金償却等	5,350	2,982	2,368
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
その他の債権売却損等	591	890	299
その他臨時損益	11,261	3,303	7,958
経常利益	67,261	21,999	45,262
特別損益	25,417	53,166	27,749
うち償却債権取立益	7,414	5,875	1,539
うち貸倒引当金戻入益	17,699	47,017	29,318
当期純利益	92,679	75,166	17,513

(注) 1 . 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 . 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 . 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4 . 債券関係損益 = 国債等債券売却益 (+ 国債等債券償還益) - 国債等債券売却損 (- 国債等債券償還損) - 国債等債券償却

5 . 株式関係損益 = 株式等売却益 + 株式等償還益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金繰入額

(2) 営業経費の内訳

	前 事 業 年 度 (百 万 円) (A)	当 事 業 年 度 (百 万 円) (B)	増減 (百 万 円) (B) - (A)
給与・手当	13,076	12,788	288
退職給付費用	864	942	78
福利厚生費	1,162	1,160	2
減価償却費	850	777	73
業務諸費	7,998	7,668	330
旅費	688	700	12
税金	963	977	14
その他	0	0	0
合計	25,602	25,015	587

(注) 「業務諸費」には、消耗品費、給水光熱費及び通信運搬費等を含んでおります。

2 利鞘 (単体)

	前 事 業 年 度 (%) (A)	当 事 業 年 度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.62	2.51	0.11
(イ) 貸出金利回	2.74	2.59	0.15
(ロ) 有価証券利回	0.26	0.47	0.21
(2) 資金調達原価	2.51	2.40	0.11
(イ) 預金等利回	-	-	-
(ロ) 外部負債利回	2.30	2.17	0.13
(3) 総資金利鞘 -	0.11	0.11	0

(注) 諸比率の算出式

$$\text{資金運用利回} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達原価} = \frac{\text{資金調達費用} + \text{その他の業務費用} + \text{営業経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{貸出金利回} = \frac{\text{貸出金等利息}}{\text{貸出金等平均残高}} \times 100$$

3 ROE (単体)

	前 事 業 年 度 (%) (A)	当 事 業 年 度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	3.67	3.60	0.07
業務純益ベース	3.67	3.60	0.07
当期純利益ベース	4.77	3.90	0.87

4 貸出金等・借入金等の状況（単体）

（１）貸出金等の状況

貸出金等回収予定

（単位：百万円）

前事業年度末残高 （平成18年3月31日）	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
12,920,137	1,563,451	5,617,851	4,113,904	1,624,930

当事業年度末残高 （平成19年3月31日）	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
12,208,215	1,546,155	5,488,810	3,803,602	1,369,647

（注）貸出金等は貸出金及び社債を指します。（但し部分直接償却分を除く）

貸出金等平均残高

	前事業年度 （百万円）(A)	当事業年度 （百万円）(B)	増減（百万円） (B) - (A)
貸出金	13,307,456	12,563,370	744,086
社債	40,356	49,339	8,983

（注）平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

（２）借入金等の状況

借入金等返済予定

（単位：百万円）

前事業年度末残高 （平成18年3月31日）	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
11,266,274	1,518,501	5,172,694	3,510,369	1,064,709

当事業年度末残高 （平成19年3月31日）	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
10,536,899	1,412,350	4,838,029	3,055,595	1,230,925

（注）借入金等は、借入金及び債券を指します。

借入金等平均残高

	前事業年度 （百万円）(A)	当事業年度 （百万円）(B)	増減（百万円） (B) - (A)
債券	2,190,653	2,420,385	229,732
借入金	9,637,990	8,560,886	1,077,104

（注）平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

5 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
保証	55件	161,567	75件	334,965

(参考2)

自己資本比率について

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月期は「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスクにおいて基礎的手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスクを導入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,272,286	1,272,286
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	-	-
	利益剰余金	734,637	809,898
	連結子会社等の少数株主持分	4,103	4,208
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	2,499
	その他有価証券の評価差損()	-	63
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	2,011,027	2,083,829
	繰延税金資産の控除金額()	-	-
計 (A)		2,011,027	2,083,829
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		-	-

補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,553	9,734
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	120,170	96,933
	負債性資本調達手段等	-	-
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	-	-
	計	121,723	106,668
	うち自己資本への算入額 (B)	121,723	106,668
控除項目	控除項目(注4) (C)	-	18,897
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2,132,751	2,171,601
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	12,959,488	9,965,414
	オフ・バランス取引等項目	290,169	1,340,323
	信用リスク・アセットの額 (E)	13,249,658	11,305,738
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	-	187,191
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	-	14,975
	計((E)+(F)) (H)	13,249,658	11,492,929
連結自己資本比率(国際統一基準) = D / H × 100 (%)		16.09	18.90
(参考)Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		15.18	18.13

- (注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成18年 3 月31日	平成19年 3 月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金	1,272,286	1,272,286
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	その他資本剰余金	-	-
	準備金	1,068,918	-
	次期繰越利益	333,921	-
	その他利益剰余金	-	810,164
	その他	-	-
	自己株式（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	対外流出予定額（ ）	-	2,499
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	63
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	2,007,283	2,079,886
	繰延税金資産の控除金額（ ）	-	-
	計 (A)	2,007,283	2,079,886
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-
補完的項目 （Tier 2）	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,530	9,672
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	120,170	97,049
	負債性資本調達手段等	-	-
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	-	-
	計	121,700	106,721
	うち自己資本への算入額 (B)	121,700	106,721
控除項目	控除項目（注4） (C)	-	18,897
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2,128,983	2,167,710

リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	12,955,968	9,648,449
	オフ・バランス取引等項目	290,169	1,462,147
	信用リスク・アセットの額 (E)	13,246,138	11,110,596
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8 %） (F)	-	187,125
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	-	14,970
	計（(E) + (F)） (H)	13,246,138	11,297,722
単体自己資本比率（国際統一基準）= D / H × 100（%）		16.07	19.19
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		15.15	18.41

- （注）1．告示第 17 条第 2 項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 2．告示第 18 条第 1 項第 4 号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3．告示第 18 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
- 4．告示第 20 条第 1 項第 5 号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

2【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行は、平成 17 年 3 月 31 日に主務大臣により作成された中期政策方針（第 7 期～第 9 期）に基づき業務運営を行なっております。当行の業務運営に関する基本的な考え方として、政策要請に対する適切かつ機動的な対応を旨とし、地域再生、環境対策や生活基盤の充実、技術振興等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与すること、業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、特殊法人等合理化計画や経済財政諮問会議の議論等に沿って民業補完に徹した事業見直しを行なうことを求められています。

当行は「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、機能および組織を一体として維持しつつ、民営化されることが決定されました。これを受けて、「簡素で効果的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成 18 年 5 月 26 日に成立しました。

こうした趣旨を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行法が平成 19 年 6 月 6 日に成立しました。同法律では、本行が完全民営化へと円滑に移行できるよう、資金調達基盤を確保するために必要な措置や本行の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるために必要な措置を政府が講ずること等が定められております。

今後は、同法律に基づき適切な経営計画・ビジネスモデルを検討することが最重要の課題と認識します。

4【事業等のリスク】

投資判断において影響を及ぼす可能性があると考えられる当行の事業その他に関する主なリスクについて記載しております。なお、当行は、これらのリスクを認識した上で、発生回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

(1) 日本政府の政策に伴うリスク

当行は現在、政策金融機関として業務を行っておりますが、「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年6月6日成立)にて、平成20年10月に現法人を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行が設立され、その後おおむね5～7年後を目途として完全民営化されることとなっております。

設立当初、株式会社日本政策投資銀行は日本政府全株式保有の法人であること等を背景に、当行の業務内容等は日本政府の政策により影響を受ける可能性があります。

(2) 信用リスク

当行は景気の動向や不動産価格の変動等を背景に、投融資先の経営状況が悪化して資産の価値が減少ないし消滅する信用リスクを負っています。これまでも貸倒引当金の適正な計上、不良債権のオフバランス化をはじめ、不良債権への対応を着実に進めてきましたが、想定外の事由により資産価値が劣化する可能性があります。第7期及び第8期の不良債権に関する詳細は、「第2【事業の状況】7【財政状態及び経営成績の分析】」をご参照ください。

(3) 市場リスク(金利リスク、為替リスク)

当行はバンキング業務に係る資産と負債の期間ミスマッチによる金利リスクや外貨建取引に係る為替リスクを負っています。これまでもヘッジ目的に限定した金利及び通貨スワップ取引等により、適切なリスクヘッジを行ってまいりましたが、市場の急激な水準変更により資産価値が劣化する可能性があります。

当行は、有価証券に関する純投資や特定取引(トレーディング)業務を行っており、満期保有が原則であります。第7期及び第8期の有価証券の時価情報にかかる詳細に関しては、「第5【経理の状況】1【連結財務諸表等(企業会計基準準拠)】」注記事項(有価証券関係)をご参照ください。

尚、当行が利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。第7期及び第8期の詳細に関しては、「第5【経理の状況】1【連結財務諸表等(企業会計基準準拠)】」注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照下さい。

(4) 流動性リスク

当行は回収・返済ギャップが過大となり資金調達に困難が生じたり、または資金繰りの中で突発的な事象の発生により資金繰りが破綻する流動性リスクを負っています。当行は国の財政投融资計画に基づく安定的な資金調達基盤を有しており、これまでも綿密な資金収支予定管理、手元流動性の確保、民間金融機関との間の当座貸越枠設定等の対応を行っていますが、不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(5) 事務リスク

当行は役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等により損失を被る事務リスクに晒されています。これまでも事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施をはじめ、事務リスクの軽減・防止に努めてまいりましたが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(6) システムリスク

当行はコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るシステムリスクに晒されています。これまでも情報セキュリティ管理部門や情報資産管理者を設置する等の対応を行っていますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(7) 格付機関や市場関係者の当行に対する認識の変化に伴うリスク

今後、格付機関や市場関係者の当行に対する認識が変わることにより、当行の資金調達に影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、平成19年6月29日現在において判断したものであり、不確実性とリスクを内包しているため、実際の結果は今後様々な要因によって大きく異なってくる可能性があります。

当連結会計年度は、資金運用収益の減少等により経常収益が前連結会計年度比 373 億円減少したこと等から、経常利益は前連結会計年度比 437 億円減少し 230 億円となりました。また、特別利益に貸倒引当金戻入益 471 億円を計上したこと等により、当期純利益は、前連結会計年度比 169 億円減少して 752 億円となりました。

1 経営成績の分析

(1) 主な収支

資金運用収支は、貸出金の利回り低下及び残高減少等により、貸出金利息を中心に資金運用収益が前連結会計年度比 382 億円減少する一方、資金調達費用が借入金利息を中心に前連結会計年度比 346 億円減少したため、前連結会計年度比 35 億円減少して 926 億円となりました。

役務取引等収支及びその他業務収支は、前連結会計年度比ほぼ横這いで推移しました。

以上の結果、連結粗利益は、前連結会計年度比 23 億円減少して 945 億円となりました。

営業経費は、人件費を中心に前連結会計年度比 5 億円減少して 253 億円となりました。

これにより、連結業務純益は、前連結会計年度比 17 億円減少して 692 億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
資金運用収支	961	926	35
資金運用収益	3,676	3,294	382
資金調達費用	2,714	2,368	346
役務取引等収支	23	39	16
役務取引等収益	24	40	16
役務取引等費用	0	0	0
その他業務収支	17	20	3
その他業務収益	0	-	0
その他業務費用	17	20	3
連結粗利益 (= + +)	968	945	23
営業経費	258	253	5
連結業務純益	709	692	17

(2) 与信関係費用

当期の不良債権処理額については、与信先の業況改善等により、前連結会計年度比 312 億円減少して 264 億円となりました。また、一般貸倒引当金繰入額についても、対象残高の減少を主因として 232 億円の戻入れとなりました。この結果、不良債権処理額と一般貸倒引当金繰入額を合計した与信関係費用は前期に引き続き利益を計上しており、前連結会計年度比では 253 億円増加して 496 億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
個別貸倒引当金繰入額	114	239	353
貸出金償却	53	29	24
その他	119	55	64
小計	48	264	312
一般貸倒引当金繰入額	291	232	59
与信関係費用総額	243	496	253

(3) 株式等関係損益

株式等関係損益は、株式等償却が 462 億円増加し、前連結会計年度比 370 億円損失が増加して 463 億円の損失となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
株式等関係損 () 益	93	463	370
株式等売却益	29	15	14
株式等売却損	-	0	0
株式等償却	15	477	462
投資損失引当金繰入額	108	1	107

(注) 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金繰入額

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、約定返済が新規貸出を上回った結果、前連結会計年度末比 7,834 億円減少して 12 兆 898 億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
貸出金残高(末残)	128,732	120,898	7,834

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、A L M 及びリスク管理の総合的な意思決定機関である A L M 委員会に報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成 9 年 4 月 15 日、改平成 11 年 4 月 30 日日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しております。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

○ リスク管理債権の状況(単体)

資産の査定は、「銀行法」に基づき、当行の貸借対照表の貸出金について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破綻先債権

破綻先債権とは、資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金をいう。

2 延滞債権

延滞債権とは、資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金をいう。

3 3ヶ月以上延滞債権

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいう。

4 貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しないものをいう。

リスク管理債権は、前事業年度末比 600 億円減少して 1,452 億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が 75 億円、延滞債権額が 640 億円及び貸出条件緩和債権額が 736 億円となっております。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
破綻先債権額	43	75	32
延滞債権額	1,117	640	476
3ヶ月以上延滞債権額	-	0	0
貸出条件緩和債権額	893	736	156
合計	2,053	1,452	600

リスク管理債権の業種別構成

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
製造業	77	82	5
農・林・漁業	0	0	0
鉱業	8	5	2
建設業	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	0
運輸・通信業	314	113	201
卸売・小売業、飲食店	92	77	15
金融・保険業	-	-	-
不動産業	871	634	236
サービス業	682	533	149
地方公共団体	-	-	-
合計	2,053	1,452	600

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
破綻先債権	2	50	48
延滞債権	430	188	241
3ヶ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	627	494	133
合計 (A)	1,060	733	326

(注) 第三セクターとは、地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)をいう。

第三セクターに対する貸出金残高(末残) (B)	13,335	12,136	1,198
-------------------------	--------	--------	-------

(単位：%)

貸出金残高比率 = (A) ÷ (B)	8.0	6.0	1.9
---------------------	-----	-----	-----

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難

な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への前事業年度末の貸出金残高は 1 兆 3,335 億円（うちリスク管理債権は 1,060 億円、比率 8.0%、なお当行全体のリスク管理債権比率は 1.6%）、当事業年度末の貸出金残高は 1 兆 2,136 億円（うちリスク管理債権は 733 億円、比率 6.0%、なお当行全体のリスク管理債権比率は 1.2%）です。

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。当行といたしましては、地方公共団体をはじめとする関係者とも協調して、当該事業が継続されることにより本来の政策効果が維持されるよう努めております。

○ 金融再生法開示債権の状況（単体）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）第 6 条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれに準ずる債権

破産更生債権及びこれに準ずる債権とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までは掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

金融再生法開示債権は、前事業年度末比 5,474 億円減少して 12 兆 5,390 億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が 95 億円、危険債権が 621 億円及び要管理債権が 736 億円となっております。

（単位：億円）

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	196	95	101
危険債権	964	621	343
要管理債権	893	736	156
合計	2,053	1,452	600
正常債権	128,811	123,937	4,874
総計	130,865	125,390	5,474

日本政策投資銀行：資産自己査定、債権保全状況（平成 19 年 3 月期）（単体）

（単位：億円）

債務者区分	金融再生法に 基づく開示債 権	非分類～ 分類		分類	(分類)	貸倒引当金	(参考) 引当 金及び担保・ 保証等による カバー率	リスク管理債 権	
破綻先 実質破綻先 95	破産更生債権 およびこれら に準ずる債権 95	全額担保・保証・引当金によ りカバー 95 うち引当金 2		引当率 100.0% 引当金は非分 類に計上	(部分直接償却) 218	496	100.0%	破綻先債権 75	
破綻懸念先 621	危険債権 621	うち担保・保証・引当金によ るカバー 621 うち引当金 493		引当率 100.0% 引当金は非分 類に計上	(部分直接償却) 9		100.0%	延滞債権 640	
要管理先債権 897	要管理債権 736	うち担保・保 証によるカバ ー 403	信用部分に対 する引当率 61.6%		(部分直接償却) 190	970	82.7%	3ヶ月以上延 滞債権及び貸 出条件緩和債 権 736	
要注意先 7,240	正常債権 123,937							債権残高に対 する引当率 8.6%	
正常先 116,535								債権残高に対 する引当率 0.1%	
債権残高合計 125,390	開示債権合計 125,390					貸倒引当金合 計 1,467	債権残高に対 する引当率 1.2%	リスク管理債 権 1,452	

（注）１．「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における３ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

２．リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

３．要管理債権及び危険債権の 分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

(2) 有価証券

有価証券は、国債、株式等の減少により、前連結会計年度末比 122 億円減少して 4,208 億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
有価証券	4,330	4,208	122
国債	1,896	1,207	689
社債	489	963	474
株式	1,395	1,148	247
その他の証券	548	889	341

(3) 債券・借入金

債券は、財投機関債の定期的な発行等により、前連結会計年度末比 4,099 億円増加して 2 兆 6,716 億円となりました。

借入金は、約定返済等により、前連結会計年度末比 1 兆 805 億円減少して 7 兆 9,239 億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
債券	22,617	26,716	4,099
借入金	90,044	79,239	10,805

(4) 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度の資本の部合計に比べ 247 億円減少して 1 兆 9,856 億円となりました。

なお、当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。

当連結会計年度における従来の「資本の部」に相当する金額は 2 兆 1,037 億円であります。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
資本の部合計	20,103	-	-
うち資本金	12,722	-	-
うち利益剰余金	7,346	-	-
うちその他有価証券 評価差額金	34	-	-
純資産の部合計	-	19,856	-
うち資本金	-	12,722	-
うち利益剰余金	-	8,098	-
株主資本合計	-	20,821	-
うちその他有価証券 評価差額金	-	215	-
うち繰延ヘッジ損益	-	1,222	-
評価・換算差額等合計	-	1,007	-
うち少数株主持分	-	42	-

3 連結自己資本比率（国際統一基準）

連結自己資本比率は前連結会計年度まで旧告示（いわゆるパーゼル）に基づき算出しておりましたが、当連結会計年度より告示（いわゆるパーゼル）に基づき算出しております。

自己資本額は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加等により2兆1,716億円となりました。

リスク・アセット等は、規制の変更により新たにオペレーショナル・リスクが加わったほか、信用リスク・アセットの計算方法が変わり合計11兆4,929億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率（国際統一基準）は、18.90%となりました。

（単位：億円、％）

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
基本的項目			
資本金	12,722	12,722	
利益剰余金	7,346	8,098	
連結子会社の少数株主持分	41	42	
社外流出予定額（ ）	-	24	
その他有価証券の評価差損（ ）	-	0	
計	20,110	20,838	
補完的項目			
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％	15	97	
一般貸倒引当金	1,201	969	
計	1,217	1,066	
うち自己資本への算入額	1,217	1,066	
控除項目	-	188	
自己資本額 = + -	21,327	21,716	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額	132,496	113,057	
オペレーショナル・リスク相当額に係る額 / 8 ％	-	1,871	
計	132,796	114,929	
連結自己資本比率(国際統一基準) = ÷	16.09	18.90	

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、既存店舗等の改修、事務機器の新設・更新等で合計 440 百万円の設備支出を行いました。

また、当連結会計年度において、主要な設備の売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土 地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	本・支店	東京都千代田区等	事務室・ 倉宅等	160,177	20,386	15,089	287	35,763	1,352

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である主要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額 (百万円)
当行	本・支店	東京都千代田区等	改修・ 更新等	施設更新等	10,102

第4 【法人の状況】

1 【資本金の推移】

年月日	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)
平成14年4月1日～ 平成15年3月31日	60,000	1,182,286
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日	12,000	1,194,286
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	21,175	1,215,461
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	56,825	1,272,286
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	-	1,272,286

(注) 資本金の増加は、政府からの追加出資によるものであります。

2【役員の状況】

(1) 役員の定数及び任期

日本政策投資銀行法第8条に基づく役員の定数及び同法第11条に基づく役員の任期は次の通りであります。

役 職	定 数	任 期
総 裁	1人	4年（再任されることができる）
副総裁	2人	4年（再任されることができる）
理 事	12人以内	2年（再任されることができる）
監 事	2人以内	2年（再任されることができる）

(2) 役員の状況（平成19年6月30日現在）

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴
総 裁	小 村 武 (昭和14年9月2日生)	昭和38年4月 大蔵省入省 平成9年7月 大蔵事務次官 10年2月 財務総合政策研究所顧問 (名称変更後) 13年1月 当行総裁（現職）
副総裁	山 口 公 生 (昭和19年8月20日生)	昭和42年4月 大蔵省入省 平成8年7月 銀行局長 10年7月 日本開発銀行理事 11年10月 当行理事 13年7月 損害保険料率算出機構副理事長 (名称変更後) 15年6月 当行副総裁（現職）
副総裁	荒 木 幹 夫 (昭和23年3月23日生)	昭和46年7月 日本開発銀行入行 平成11年10月 当行産業・技術部長 12年3月 総務部長 14年6月 理事 18年10月 副総裁（現職）
理 事	多 賀 啓 二 (昭和25年7月25日生)	昭和48年4月 日本開発銀行入行 平成11年10月 当行都市開発部長 14年6月 総務部長 16年6月 理事（現職）
理 事	深 谷 憲 一 (昭和22年5月29日生)	昭和46年4月 運輸省入省 平成14年8月 海上保安庁長官 16年7月 当行理事（現職）

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴
理 事	長 岡 久 人 (昭和 25 年 1 月 2 日生)	昭和 49 年 4 月 北海道東北開発公庫入庫 平成 12 年 6 月 当行地域企画部長 14 年 6 月 北海道支店長 17 年 6 月 理事 (現職)
理 事	大 井 篤 (昭和 24 年 1 月 14 日生)	昭和 48 年 4 月 通商産業省入省 平成 14 年 7 月 防衛庁防衛参事官 平成 17 年 8 月 当行理事 (現職)
理 事	星 弘 行 (昭和 26 年 6 月 20 日生)	昭和 50 年 4 月 日本開発銀行入行 平成 11 年 10 月 当行信用リスク管理部長 13 年 6 月 審査部長 15 年 6 月 関西支店長 16 年 6 月 監事 18 年 6 月 理事 (現職)
理 事	阿 部 健 (昭和 25 年 6 月 25 日生)	昭和 49 年 4 月 建設省入省 平成 17 年 8 月 国土交通省土地・水資源局長 18 年 7 月 当行理事 (現職)
理 事	竹 内 洋 (昭和 24 年 7 月 14 日生)	昭和 48 年 4 月 大蔵省入省 平成 17 年 8 月 財務省関税局長 18 年 8 月 当行理事 (現職)
理 事	柳 正 憲 (昭和 25 年 10 月 6 日生)	昭和 49 年 4 月 日本開発銀行入行 平成 11 年 10 月 当行秘書役 12 年 6 月 交通・生活部長 14 年 4 月 総合企画部長 16 年 6 月 関西支店長 18 年 10 月 理事 (現職)
理 事	進 藤 哲 彦 (昭和 28 年 4 月 18 日生)	昭和 52 年 4 月 日本開発銀行入行 平成 13 年 6 月 当行業務調整部長 14 年 4 月 事業再生部長 16 年 6 月 総務部長 19 年 6 月 理事 (現職)

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴
理 事	高 橋 洋 (昭和 29 年 9 月 3 日生)	昭和 52 年 4 月 日本開発銀行入行 平成 13 年 6 月 当行プロジェクトファインズ部長 15 年 6 月 環境・エネルギー部長 17 年 6 月 人事部長 19 年 6 月 理事 (現職)
理 事	堀 内 昭 義 (昭和 18 年 9 月 16 日生)	昭和 61 年 1 月 東京大学教授 平成 11 年 10 月 同大学院経済学研究科科長 (経済学部長) 15 年 4 月 中央大学総合政策学部教授 (現職) 17 年 10 月 当行理事 (現職)
監 事	井 上 毅 (昭和 27 年 4 月 4 日生)	昭和 51 年 4 月 日本開発銀行入行 平成 12 年 6 月 当行秘書役 14 年 5 月 産業・技術部長 16 年 6 月 東北支店長 18 年 6 月 監事 (現職)
監 事	石 森 亮 (昭和 28 年 6 月 4 日生)	昭和 51 年 4 月 北海道東北開発公庫入庫 平成 14 年 6 月 当行新潟支店長 16 年 6 月 設備投資研究所副所長 17 年 6 月 北海道支店長 19 年 6 月 監事 (現職)

(3) 役員の給与及び退職手当の支給に関する基準

1 社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を定めるにあたって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図る為に必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 役員の給与等の区分

役員の給与等は、以下の通りとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

3 役員給与

(1) 報酬

報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。

(2) 特別調整手当

特別調整手当は報酬に100分の14を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。

(3) 特別手当

特別手当は、1月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に支給する。

国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する特別手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。

(4) 通勤手当

通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4 役員退職手当

- (1) 退職手当は、当該役員の在職期間1月につき、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に総裁が別に定める委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。
- (2) 総裁は、上記委員会が業績勘案率の決定を行う場合、退職手当の支給に当たりあらかじめ財務大臣に通知する。
- (3) 国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。

5 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6 その他

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別に定める。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1 報酬月額 (単位: 千円)

総裁	1,211
副総裁	1,103
理事	929
監事	766

(注) 平成 18 年 3 月 31 日以前から引き続き任にある役員については、その任期の間、平成 18 年 3 月 31 日時点の報酬月額を適用する。

2 特別手当の支給率

支給率 3.35 ヶ月 / 年

特別手当 = [(報酬月額 + 特別調整手当) + (報酬月額 $\times$ 0.25) +
{ (報酬月額 + 特別調整手当) $\times$ 0.2 }] $\times$ 支給率

3【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行のガバナンス体制は、大きく（１）法に基づくもの、（２）監査法人監査の自主的な受検、（３）内部管理から構成されています。

（１）法に基づくもの（第１【法人の概況】３【事業の内容】参照）

当行予算は国会の議決により承認されており、決算は会計検査院の検査を経て国会に提出されます。また主務大臣（財務大臣及び国土交通大臣）による監督・検査が行なわれるほか、平成15年度からは主務大臣からの委任に基づく金融庁検査も実施されています。さらに当行は主務大臣が作成した中期政策方針に従って業務を行っているほか、外部有識者による運営評議員会を設置し、業務の実施状況を検討いただき、透明性確保の観点から、その検討結果を公表しています。

（２）監査法人監査の自主的な受検

当行は平成11年度より自主的に資産の自己査定を実施し、平成12年度からは監査法人の監査を受けており、自己査定結果や企業会計原則に準拠した財務諸表の正確性・透明性の向上を図っています。

（３）内部管理

役員会は総裁、副総裁、理事をもって構成され、当行の経営及び業務運営にかかる重要な政策的基本的問題ならびに貸付業務にかかる重要な審議を行なっています。

監事は総裁または主務大臣に意見を提出することができ、当行の業務を監査しています。

また、内部監査部門として総裁直轄の上席審議役を設置しており、監査の独立性を確保しています。